

令和 7 年度 JAS構造材実証支援事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

※本資料において、令和 6 年度事業からの変更点は青字、重要と思われる記載については赤字で記載しています。

事業の構成

JAS構造材活用宣言事業

活用宣言

JAS構造材に対する
活用の宣言

JAS構造材実証支援事業

活用宣言で
利用事業者登録された
施工者による実証

3 階以下の戸建専用住宅・事業用併用住宅
を除く建築物の実証に係るJAS構造材への支援

JAS構造材の活用に積極的な企業を
『見える化』
することで、市場の活性化を図る。

品質が明確化されたJAS構造材を
実際に使っていただき、JAS構造材に対する
利便性を感じていただくことで
『JAS構造材を継続的に利用』
していただける方を増やす。

スケジュール

JAS構造材実証支援事業では、活用宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

活用宣言事業

1) 活用宣言への登録 <宣言様式1号及び宣言様式2号>

受付期間 令和7年4月10日(木) ～ **令和8年3月19日(木)**

実証支援事業（活用宣言で登録された施工者等が申請できます。）

2) 事業申請（事業へのエントリー）<様式第1号>

受付期間 令和7年6月2日(月) ～ **令和7年6月27日(金)（必着）**

※提出先：物件所在地の都道府県の地域木材団体

※先着順ではなく、途中で締め切ることはありませんが、書類に不備があった場合に受け付けられない場合があります。

3) 助成金交付申請（使用したJAS構造材に応じた助成金の申請）<様式第6号>

受付締切り **令和7年11月28日(金)（必着）**

JAS構造材活用宣言事業

宣言様式1号、宣言様式1号（付表）、宣言様式2号、会社情報を（一社）全国木材組合連合会に送付登録したあと、宣言様式4号を自社のホームページに掲載または印刷して事務所に掲示する。

■対象者

木造建築物の施工関係者（施主、設計者、施工者、木材関連事業者）

■JAS構造材実証支援事業の申請を行う場合の留意点

JAS構造材実証支援事業の申請には、**実証支援事業申請年度を初年度とする宣言事業の3か年目標について各年の目標が必須となります。**

前年度までに登録済の宣言事業者については、「JAS構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」の第6の登録内容（宣言事業目標）の変更手続きが必要となります。

■提出する資料

- ・ JAS構造材活用宣言事業者登録申請書（宣言様式1号）
- ・ 誓約書（宣言様式2号）
- ・ 提出企業の概要がわかる資料（会社概要、履歴事項全部証明書、会社紹介のパンフレットなど）

■募集期限

令和7年4月10日～令和8年3月19日

■提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F
一般社団法人全国木材組合連合会 JAS構造材実証支援事業事務局
Tel：03-6550-8540（平日10：00～17：30）

宣言文について

1. 申請区分を選択してください。
登録済の方は宣言No.も記入してください。

2. 宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。

【例】

- ・例①（工務店/発注者の場合）
「JAS構造材 利用率アップ!!」
- ・例②（設計事務所の場合）
「無垢ファースト設計!」
- ・例③（製材工場/木材流通業者の場合）
「JAS構造材増産宣言!」

3. 目標について

3か年の目標を年度毎に明記してください。

目標の内容は、申請者自身の業態に合わせた内容で、JAS構造材を使用した具体的且つ現実的な目標数値で明記してください。

【例】

- ・例①（工務店/発注者の場合）
○年目(令和○年度)
JAS構造材を使用した建物を3件建設します。
- ・例②（設計事務所の場合）
○年目(令和○年度)
JAS構造材を活用した木造建築物を4棟設計します。
- ・例③（製材工場/木材流通業者の場合）
○年目(令和○年度)
JAS構造材の年間供給量を30%アップします。

(宣言様式1)
令和 年 月 日

J A S 構造材活用宣言事業者登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

☐ 新規申請	☐ 登録内容変更・目標の更新	No.
※宣言No.を右に記入		

宣言

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と利用を行うこと、以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目（令和 年度）

2年目（令和 年度）

3年目（令和 年度）

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ（<https://www.jas-kouzouzai.jp>）で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

宣言様式 1

JAS構造材活用宣言事業者登録申請書（付表）

1. 基本情報（必須）

事業者名 ※		
代表者名		
住所	〒 -	
連絡先	TEL:	FAX:

2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-Mail:	
業種（選択） ※	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他（ ）	
JAS対応品種（選択） ※	☐ 機械等組区分構造用製材 ☐ 枠組壁工法構造用製材 ☐ 構造用集成材 ☐ LVL ☐ CLT	
対応樹種 ※		
対応可能地域（県名）注2 ※		
合法木材供給事業者 ※	登録No.	
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No.	
その他 PR ※		

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当者名または担当部署名 ※		
連絡先 ※	TEL:	FAX:
※E-Mail 記入必須	E-mail:	
業種（選択） ※	☐ 建築物発注者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他（ ）	
対応可能地域（県単位） ※		
CW法の登録木材関連事業者 ※	登録No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者 ※	登録No.	
その他 PR ※		

（注1）※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

（注2）対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

・ 基本情報は必ず明記してください。
「事業者名」、「代表者名」、「住所」、
「電話番号・FAX番号」

・ 事業者の主な業態 によって
「2-1. 供給事業者企業情報」か、
「2-2. 利用事業者企業情報」を選択して
明記してください。
（両方当てはまる場合は兼用も可）

	業態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	施工者
	設計者
	建築物発注者

(宣言様式4)

JAS構造材活用宣言

登録年月日:令和 年 月 日

宣言事業者 No.:

住 所:

会社名:

代表者名:

宣言

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うこと、以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目(令和 年度)

2年目(令和 年度)

3年目(令和 年度)

登録の通知、様式3号(宣言事業者No.が記載された審査結果通知書)を受領したら、宣言事業者が自ら「宣言様式4」に記入し

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示

してください。

JAS構造材実証支援事業

昨年度の事業から、主に以下の事項が変更になりました。

- 目視等級区分構造用製材については、乾燥処理を施した表示が付されたものに限り単独で『J A S 構造材』とすることができます。【P10、P19】
- 建築確認申請において、構造計算を行ったことが確認できることが必要です。【P14】
- 用途区分の用途番号08010~08060は国産材木材活用住宅ラベルを表示するものに限りです。【P14~15、P65】
- 事業申請時に、事業者が実証するテーマを選択し自らが行う取組を設定していただく必要があります。また、交付申請時に、設定した実証テーマの取組成果を報告していただきます。【P27~P30、P32、P40、P57、P62】
- 事業申請時に「環境負荷低減の取組に関するチェックシート」を提出していただきます。【P32、P38】

本事業では次の8つのJAS構造材の普及及び建築物の構造部材として実際に使用していただくことを目的としています。

1. 機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材(乾燥処理を施した表示が付されたものに限る)(以下「構造用製材」)
2. 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材(以下「2×4製材」)
3. 直交集成板(以下「CLT」)
4. 構造用集成材
5. 構造用単板積層材(以下「構造用LVL」)
6. 構造用合板
7. 構造用パネル
8. 保存処理材（*JAS認証の保存処理をしたものに限る。）

本事業に申請できるのは実証事業の対象物件の建設業者であり、以下の条件を**全て**満たした施工者とします。

建築工事業または大工工事業の建設業の許可を受けた法人格を有する事業者

- ア) 宣言事業において利用事業者登録している者であって、実証事業申請年度を初年度とする3か年目標を有する者
※新規登録、更新手続きには数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。
- イ) 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者
※新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。
- ウ) 実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できる事業者
- エ) 実証事業の経理その他の事務について適切な管理体制と処理能力をもつ事業者
- オ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- カ) 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと

- キ) 過去3ヶ年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと
- ク) 建築確認申請書で施工者と確認できる事業者またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された**施工者**

実証事業を3件以上申請できる者は、3件目の事業申請をするまでに、以下の条件を**全て**満たした施工者とします。

- ケ）クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）に基づき同法の登録実施機関から登録を受けた事業者であること
- コ）次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者と共同申請する事業者
 - ・都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結（**建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しません。**）
 - ・建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請
 - ・JAS構造材の供給者が、木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」の登録事業者であり、対象となるJAS構造材について、「JAS等構造材」の製品登録をしていること

本事業は新築及び増改築を行う建築物（**仮設建築物を除く**）のうち、建築確認申請を提出し、以下の条件を**全て**満たす物件とする

- ア) 建築確認申請の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の規定に沿う建築物（**仮設建築物を除く**）
- イ) 3階以下の居住専用住宅、事業用併用住宅を**除く**建築物で、用途区分による対照表（事業のホームページに掲載）に掲げるもの
※用途番号08010及び08060は4階建て以上、08020～08050はすべてについて、国産木材活用住宅ラベル（<https://kokusanmokuzaai.jp/>）を表示するものに限る
- ウ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けていない建築物（国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可）
- エ) 助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10㎡を超える建築物
- オ) 指定する構造部位でJAS構造材を使用した建築物
- カ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- キ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物
- ク) 建築確認申請において、**構造計算**を行ったことが確認できるもの

手順① 建築物の建築階数、建築確認申請の用途区分を確認する

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途番号	建築物の階数	
		4階以上	4 階未満
一戸建ての住宅	08010	○	×
長屋	08020	○	△
共同住宅	08030	○	△
寄宿舍	08040	○	△
下宿	08050	○	△
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	○	×
博物館その他これらに類するもの	08100	○	○
美術館その他これに類するもの	08152	○	○
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	×	×
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08200	○	○
保育所その他これらに類するもの	08180	○	○
建築基準法施行令第130条の1に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	○	○
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	△	△
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	○	○
倉庫	08350	○	○
キャバレー、カフェ、バー又はパブ	08580	○	○
ダンスホール	08590	○	○
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	×	×
卸売市場	08610	○	○
小売店、百貨店、衣料品店、食品店、雑貨店、文具店、玩具店、楽器店、文芸品店その他これらに類するもの（当該の農産物、畜産物の製造又は加工を主たる業務とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08990	○	○
その他	08990	△	△

※1 4階未満については、延床面積300㎡超又は3階建てについては、宣言事業者ごとに1件に限り対象とします。

※2 国産木材活用住宅ラベルを表示するものに限る。

※3 本事業の対象としません。

※4 国の施設は対象としません。

※5 個別に相談して下さい。

※6 仮設建築物は本事業の対象としません。

用途区分による対照表については、事業のホームページに掲載しています。

※特に注意すべき項目について左記のとおり抜粋しました。

■ 建築確認申請での用途区分が「長屋」、「共同住宅」、「寄宿舍」又は「下宿」の場合の制限

- ※ 延べ床面積300㎡以下かつ2階建て以下の場合には助成対象外。
- ※ 延べ床面積300㎡超え又は3階建ての場合は、一者当たり1件まで申請可能。

「共同住宅」等の階数	延べ床面積300㎡以下	延べ床面積300㎡超え
4階建て以上	○	○
3階建て	1件のみ○	1件のみ○
2階建て	×	1件のみ○
平屋	×	1件のみ○

手順② 建築物を助成対象とするための条件を確認する

指定する構造耐力上主要な部分（以下「構造部」）の全部または一部に次のうち1つ以上のJAS構造材の品目を使用する。

- ・ 構造用製材
- ・ 2 × 4 製材
- ・ 構造用集成材
- ・ 構造用 L V L
- ・ C L T
- ・ 保存処理材（* JAS認証の保存処理が施されたものに限る。）

→ 指定する構造部

- ・ 『構造用製材』 → 構造部の柱、梁桁、トラス、土台
- ・ 『2 × 4 製材』 『CLT』 『構造用集成材』 『構造用LVL』
→ 構造部の柱、壁、床、屋根、横架材

手順③ 対象となった建築物を階毎に『助成対象階』か非かを区分する

『JAS構造材』を構造材として使用している階のみが『助成対象階』となります。

手順④ 『JAS構造材』の助成対象の木材を特定する

『助成対象階』で使用された『JAS構造材』が助成対象となります。

- ◇ JAS構造材
 - ・ 構造用製材（目視等級製材は乾燥材に限る）
 - ・ 2 × 4 製材
 - ・ 構造用集成材
 - ・ 構造用 L V L
 - ・ C L T
 - ・ 保存処理材
 - ・ 構造用合板
 - ・ 構造用パネル

助成対象階の考え方は、CLT材とそれ以外の部材で考え方が異なります。

CLTパネル工法以外の場合は、図1のとおり2階床梁から下の部材は1階部分、3階床梁から下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。ただし、下屋になっている場合は、下屋部分の直下の階に含まれます。

一方、CLTパネル工法の場合は、図2のとおり1階壁パネルより下の部材は1階部分、2階壁パネルより下の部材は2階部分、それより上の部材が3階に含まれます。下屋の場合は、CLTパネル工法以外の場合と同じく下屋部分の直下の階に含まれます。

面材系のJAS構造材である構造用合板、構造用パネルは、図1，図2のと通りの区分方法になります。軸材に面材として用いる場合のCLTパネルについても同様です。

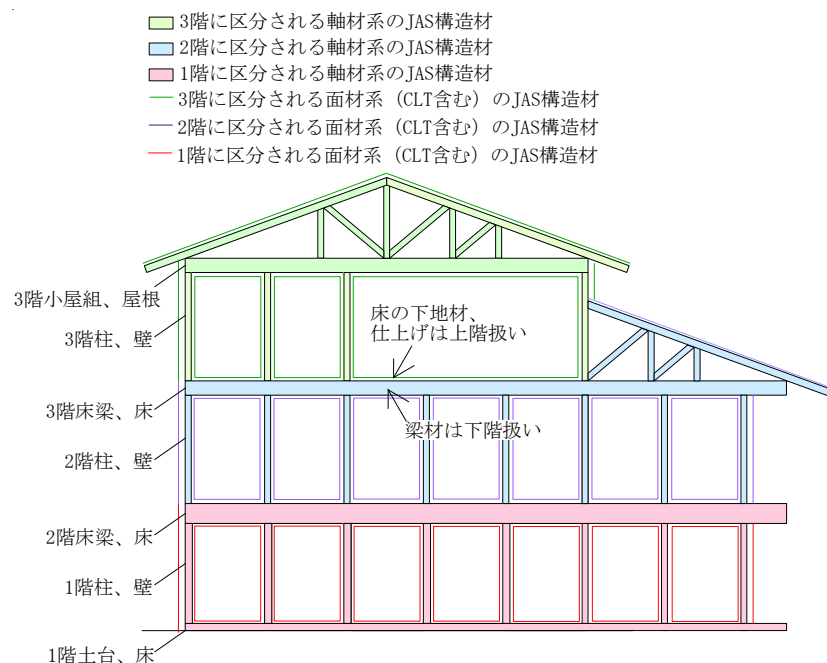


図1 CLT材以外の場合

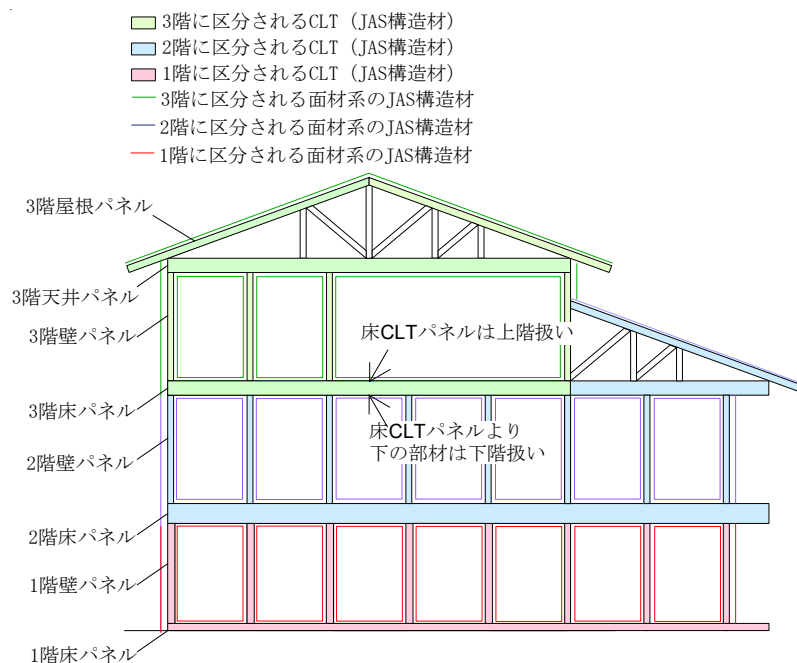


図2 CLTパネル工法の場合

手順⑤ 助成対象の『JAS構造材』の使用材積を算出する

目視等級区分構造用製材については、乾燥処理を施した表示が付されたもののみ『JAS構造材』として扱います。

※目視等級区分構造用製材（乾燥処理）を単独で『JAS構造材』とすることができます。

※土台に使用される保存処理材については、保存処理前のJAS認証の有無は問いません。また、JAS認証以外の保存処理は助成対象外です。

手順②で指定した構造部で構造材として使用したJAS構造材の品目は非構造部に使用したものであっても『JAS構造材』として扱います。

例）手順②で構造用製材を柱に使用

→ その物件の助成対象階で使用された構造用製材は、全て『JAS構造材』として区分される。

助成対象階で使用された『JAS構造材』の材積を品目ごとに算出します。

手順⑥ 『JAS構造材』の助成金額の計算方法を確認する

- ・ JAS構造材として区分された『機械等級製材』および『目視等級製材（乾燥処理）』、『2×4製材』、『構造用集成材』、『構造用LVL』、『保存処理材』は、使用する（した）材積1 m³当たり60,000円の単価となります。
- ・ JAS構造材として区分された『CLT』は、使用する（した）材積1 m³当たり130,000円の単価となります。
- ・ JAS構造材として区分された『構造用合板』、『構造用パネル』は、調達費（木材代＋プレカット加工費＋施工現場までの運搬費）の1／2が助成金額となります。

手順⑦ 調達費を算出する際の値引き、加工費、運搬費について

調達費を算出する際に、値引き、加工費、運搬費は、以下の考えに基づいて按分します。

（事業のホームページで公開している「調達費算定表」を使用して算出してください。）

- ・ 値引き額は、値引き対象となるすべての項目に金額割合で按分します。
- ・ 加工費、運搬費は、対象となる木材の材積に対して按分します。

加工費、運搬費に計上できる費用は、以下の項目に当てはまる経費となります。

- ・ 加工費…プレカット工場での木材の切削、養生塗装に係る費用になります。
- ・ 運搬費…助成対象の木材を施工現場に運搬する経費になります。

手順⑧ 助成額を確認する

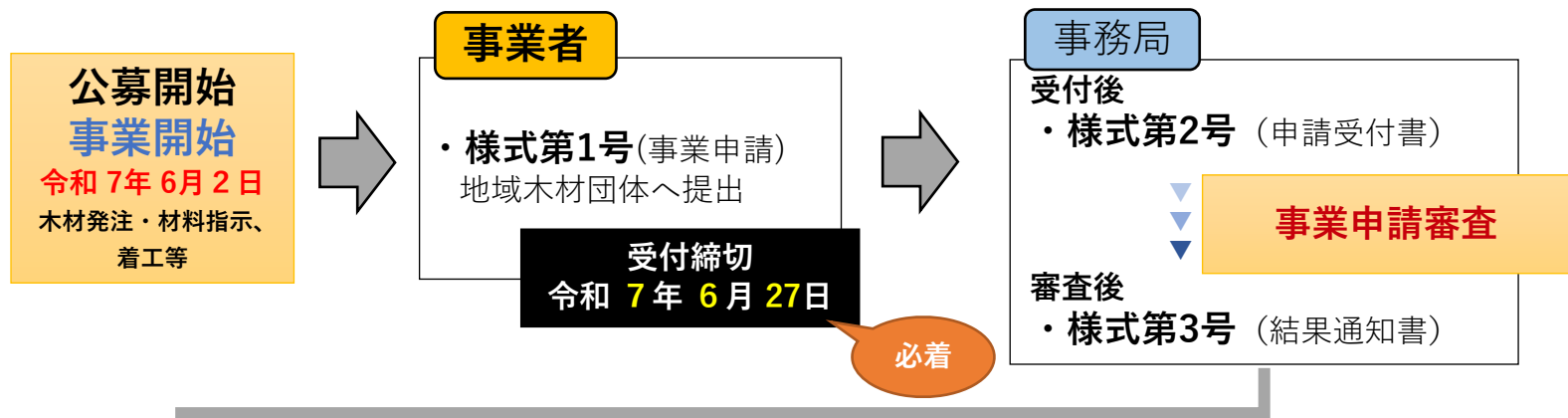
助成額は次の表の（１）、（２）、（３）の算出結果のうち一番低い額になります。
（上限額や金額の調整あり。P 23参照）

JAS構造材の区分		（１）事業申請時算出額 ①＋②＋③	（２）交付申請時算出額 ①＋②＋③	（３）実際の調達費 ①＋②
構造用製材	助成単価 60,000円／m³	使用予定のJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	使用したJAS構造材の材積の合計に左の助成単価を乗じた金額①	調達費（実績）の合計額①
2 × 4 製材				
構造用集成材				
構造用 L V L				
保存処理材				
C L T	助成単価 130,000円／m³	使用予定のCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	使用したCLTの材積に左の助成単価を乗じた金額②	調達費（実績）の1／2の金額②
構造用合板	調達費で算出	調達費（見積）の1／2の金額③	調達費（実績）の1／2の金額③	
構造用パネル				

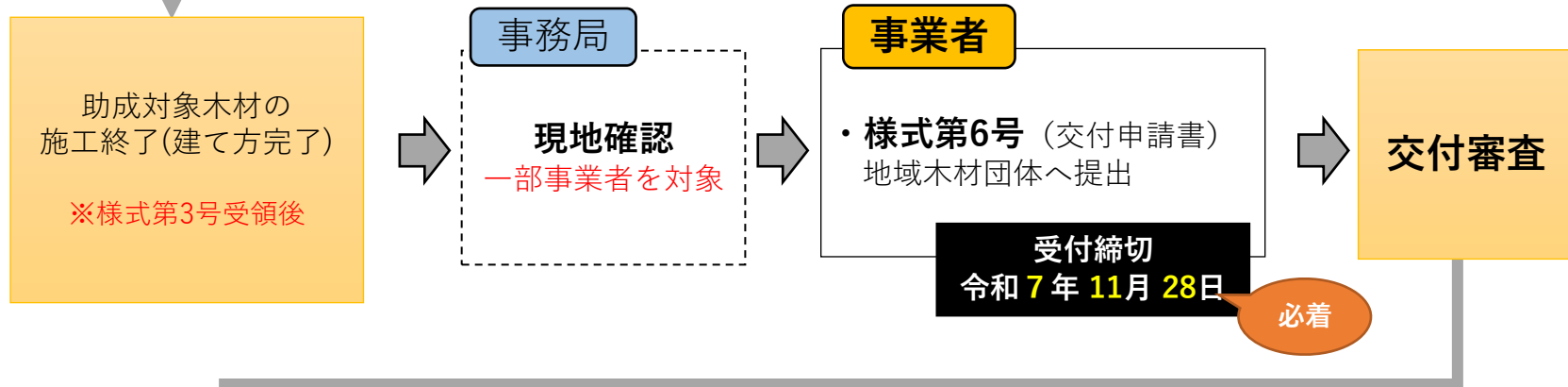
- ・ 申請1件当たり1,500万円を上限とします。ただし、助成対象の建築物の延べ床面積が3,000m²を超える場合は3,000万円を上限とします。
- ・ 採択された事業の助成予定額の合計が予算額を上回った場合には、助成額を調整（申請ごとに一律一定割合の金額を減）することがあります。

申請の流れ

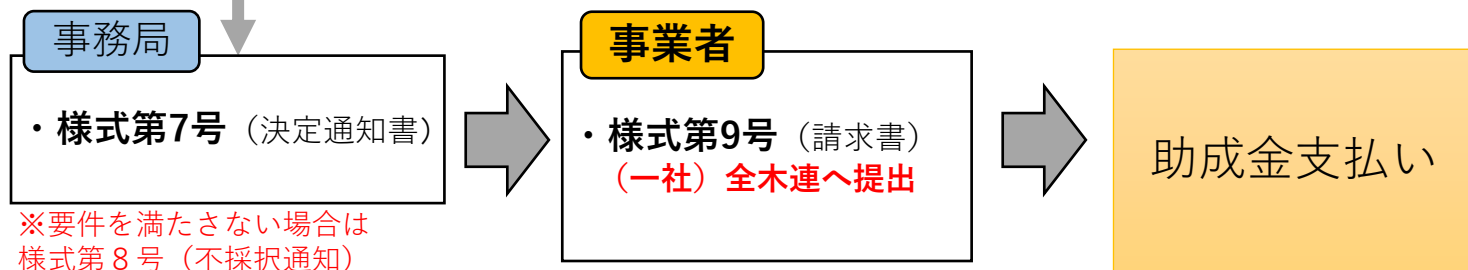
事業開始から
結果通知まで



交付申請まで



交付決定から
助成金支払まで



- ・ 次の場合は助成対象外になりますのでご注意ください。

- 1)公募開始（令和7年6月2日）の日付前に発注された木材

- 2)様式第3号（結果通知書）の発行前に建て方完了した物件

- ・ 発注の際には[P48～P51「木材調達時における留意点」](#)をご覧ください。

・事業申請時に、以下の(1)～(3)の中から実証するテーマを選択し、交付申請時に取組結果を報告することを念頭に、自らが行う具体的な取組を設定してください。

(1) 地域におけるJAS構造材の調達体制の活用やJAS構造材の利用を通じた地域課題への対応

【取組の例】

- ・実証物件の建築にあたり、JAS構造材の生産者等による協議会を通じて地域のJAS構造材を調達する。
- ・実証物件の建築にあたり、『もりんく』において「JAS等構造材」を登録している生産者から、地域におけるすべてのJAS構造材を調達する。
- ・実証物件の建築にあたり、地域材がこれまであまり使われてこなかった部分に、地元のJAS認証工場から調達した地域材を利用する。

(2) JAS構造材の利用による地域材の良さの普及

【取組の例】

- ・建築主や設計・施工者向けの地域のJAS材を利用した実証物件の見学会等を開催する。
- ・実証物件におけるJAS構造材の利用や地域材のPR等についてホームページ等で発信する。

(3) JAS構造材の利用による設計・施工の合理化

【テーマ設定の背景の例】

- ・低コスト化を図るため、構造性能が明らかな部材を採用し、合理的な設計・施工が行えないか検討している。
- ・鉄骨造を検討していたが、環境負荷が少ない木材を使用したい。

【取組の例】 設計

- ・目視等級区分構造用製材を使用することで、無等級製材に比べ、部材の断面を小さく設計することができた。
- ・機械等級区分構造用製材を使用することで、無等級製材に比べ、梁材のスパンを大きく設計することができた。

【取組の例】 施工

- ・無等級製材に比べ、寸法の安定性が高いので、精度良く施工することができ、工期の短縮と大工の人工数を削減する効果が見込まれる。
- ・JAS構造材を使用した構造設計によって部材の点数と材積が合理化されたため、調達に必要な材料の低コスト化が見込まれる（見込まれた）。
- ・JAS構造材を用いたことにより、鉄骨造に比べ建物が軽量化されたため、基礎構造を簡略化することができ、低コスト化が見込まれる。

交付申請時に、設定した実証テーマの取組成果について報告していただきます。

- ・ 取組成果の報告が行われない場合は不採択となりますので
ご留意願います。
- ・ 事業申請時に提案した取組と著しく異なる結果の場合は交
付決定の可否に影響することがあります。

実証事業の採択に当たっては、実証するテーマの(1)から(3)の順に採択します。

- ・各テーマにおいては、建築物木材利用促進協定を締結している者（建築主が協定を締結している場合も含む）、さらにJAS構造材の利用量の多い者から順に採択することとします。
（応募者多数の場合は不採択になる場合があります。）

- ・ 実証支援事業者は、宣言事業において掲げた3か年の各年の目標に対して、助成を受けた年度に加え、翌年度、翌々年度の計3回、目標としている年度の翌年度の11月末までに、目標に対する成果の報告書（宣言様式6）の提出を行うものとします。

■提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

受付締切
令和 7年 6月 27日(必着)

■提出物

1. JAS構造材実証支援事業申請書本紙及び付属資料
 - ・様式第1号、別添、別紙1、別紙2（同意書）、別紙3（環境負荷低減の取組に関するチェックシート）
 - ・工事工程表（JAS構造材の施工期間、施工完了日程がわかるもの）
 - ・「もりんく」の登録者であることを示す資料
 - ・実証事業申請年度を初年度とする3か年目標を有する宣言事業者であることを示す資料
 - ・様式第1号(共同申請)（※3件以上申請の場合に、提出物9(2)②、9(2)④関連で必要となる）
 - ・様式第1号-2（実証するテーマの設定及び取組内容）（エクセルデータ及び印刷物）
2. 調達費算定の根拠資料
見積書及び発注書（発注済の場合に限る）（※JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料）
3. 調達費算定表（エクセルデータ及び印刷物）
（JAS構造材の予定使用量、予定調達額がわかる資料）
4. 建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し

5. 建築確認申請書一式（第一面～第六面）のコピー（本申請受付であることが確認できるもの）
6. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図・平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等
7. 助成金振込先の銀行口座情報
8. 建築確認申請の施工者から委譲を受けた**施工**者が申請する場合は委譲書、当該物件の施工者と確認できる資料（契約書）
※物件の名称は、建築確認申請書の建築物等の名称と同一とする。
9. 3件以上申請する場合に必要な資料
 - (1) クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを示す登録証のコピー
 - (2) ①JAS構造材の供給事業者が「もりんく」の登録者であり、対象となるJAS構造材が「JAS等構造材」として「もりんく」に登録されていることを示す書類
 - ②安定供給協定の締結等に関する資料および共同申請
 - ③都市の木造化推進法の建築物利用促進協定の締結
 - ④建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請

①～④のいずれか

様式第1号

申請日 令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No.

会 社 名

住 所

代表者役職名

氏 名

当社は、JAS構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき、下記物件について必要な資料を添えて実証支援事業に申請します。

記

1. 物件の概要

事業番号 (記入不要)	J - 記入不要 (事業申請受付後に決定します。)		
1. 物件の名称 (建築確認申請書に記載の名称)			
2. 物件の所在地 (建築確認申請書に記載の住所)			
3. 建築確認申請の物件の用途 (建築確認申請書に記載の用途)	用途番号:		
	用途:		
4. 物件の階数	地上:	階	地下:
			階
5. 延べ床面積 (m ²)	建築確認申請延べ床面積		助成事業対象延べ床面積
6. 助成対象木材の建て方 完了予定月	令和 年 月 (☐ 上 ☐ 中 ☐ 下) 旬ころ ※工事工程表を添付すること		
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式第1号(共同申請)」に必要な事項を記載し提出 ☐ あり		
8. 事業担当者の所属・氏名			
9. 事業担当者の連絡先 *E-mailアドレス必須	Tel:	Fax:	
	E-mail:		

2. 付属資料 別添のとおり

公募開始は令和7年6月2日
提出締切は令和7年6月27日

申請する建築物の情報を記入する。

事業担当者は事業申請書への修正要請等に対して適切に対応できる者とする。

様式第1号-別添

JAS構造材実証支援事業申請書付属資料

1. 事業者名 〇		2. 物件名 〇	
3. 使用するJAS構造材の種類及び使用する構造部			
※使用するすべてのJAS構造材の構造部を記入し、JAS構造材の種類ごとに記載対象木材の要件となるもの(金部)の種類に記入する。			
機械等組立分構造用製材	☐	☐ 柱	☐ 梁
同接合部分構造用製材	☐	☐ 柱	☐ 梁
同組立分構造用製材 ※	☐	☐ 柱	☐ 梁
構造用集成材	☐	☐ 柱	☐ 梁
構造用単板積層材 (LVL)	☐	☐ 柱	☐ 梁
保存処理材	☐	☐	☐
積層集成材 (CLT)	☐	☐	☐
構造用合板	☐	☐	☐
構造用パネル	☐	☐	☐
※組立等工法構造用材は構造部を記入。			
4. 申請の要件を満たす確認情報			
ア JAS構造材活用宣言事業者(利用事業者)に該当し、今年度も初年度とする3か年目標を設定しています。	☐ はい	☐ いいえ	
イ 宣言事業で掲げた3か年目標に対する成果の報告を助成を受けた年度に提出し、翌年度、翌々年度に提出することを確認しました。	☐ はい	☐ いいえ	
エ 本事業の推進に必要となる人材の確保に努めています。	☐ はい	☐ いいえ	
ウ 必要要件第1に定める事業を行う意思及び具体的な計画を有し事業の遂行に必要となる能力を有しています。	☐ はい	☐ いいえ	
エ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。	☐ はい	☐ いいえ	
オ 「独立禁止」に基づき経理命令又は経理命令等を受けていません。	☐ はい	☐ いいえ	
カ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、過去5年以内に反社会的勢力に該当したことがある者ではありません。	☐ はい	☐ いいえ	
キ 過去2年度内には全事業が実施した林野庁実証事業補助金の活用命令を受けていません。	☐ はい	☐ いいえ	
ク 建築確認申請の施工業者又は、施工業者が委託を受けた施工業者です。	☐ はい	☐ いいえ	
ケ 建築物の基礎より上部の躯体部分について、事業申請者・建築主共に本事業以外に国や地方公共団体等からの補助や助成を受けていません。	☐ はい	☐ いいえ	
コ (アで「いいえ」を選択した場合) 補助や助成を受けるのは、次のとおりです。	☐ 事業申請者	☐ 建築主	
サ (ロで「事業申請者」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源は国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を添付しました。	☐ はい	☐ いいえ	
シ (ロで「建築主」を選択した場合) 本事業以外に補助や助成を受けていますが、その財源は国庫からの補助金、助成金が含まれていないことを確認した資料を添付しました。	☐ はい	☐ いいえ	
ス 申請後、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、他の補助金を受けた場合には速やかに報告します。	☐ はい	☐ いいえ	
セ 助成を受けた他の助成金の財源は国庫からの補助金、助成金が含まれていた場合には、当該事業で交付した助成金を返還する必要があることを理解しました。	☐ はい	☐ いいえ	
ソ 採択された実証事業の助成金額が予算額を超える場合には、個々の助成額が減額になることを理解しました。	☐ はい	☐ いいえ	
タ JAS構造材実証支援事業公募要領第19の1(1)から(7)に掲げる理由に基づき交付決定の取り消しを受けた場合は、実証事業者名及び取り消しに係る内容が公表されることを承諾します。	☐ はい	☐ いいえ	
〇 3件以上申請する場合は、次欄も記載する。			
(1) 申請者のグリーンウッド法務の登録番号: _____ 登録年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日			
※登録証のコピーを提出すること。			
(2) ① 安定供給協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同			
② 都市の木造化推進法の建築物木材利用促進協定の締結			
(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するものではない。)			
③ 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者との共同申請			
④ 申請者が発注した者が「もりんく」への事業者登録及び「もりんく」への「JAS構造材」に取り扱っている製品を登録している者である。			
※(1)は必須、かつ(2)は①、②、③のいずれか該当する項目に〇を記入し、該当することを証明する資料を添付する。			
※前記1及び前記2(ア)に〇を添付すること。			

使用するJAS構造材の種類と使用する構造部位を記入する。

申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告する。

I : 事業申請－別紙1

実証支援

様式1号-別紙1 助成対象木材の明細

事業者名: _____
物件名: _____

1. 木材使用量 単位: m³ (小数点以下切り捨て整数止め)

区分	総量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量	m ³	m ³
パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量	m ³	m ³

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量 単位: m³ (小数点以下5位切り捨て)

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材のうち国産材の使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材(機械等級)									
構造用製材(目視等級)									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保冷処理材									
直交集成板(CLT)									
構造用合板									
構造用パネル									
合計									

3. 事業申請時に算定する助成金額 単位: m³ (小数点以下5位切り捨て) 円

(1) 算定額

JAS構造材の種類	JAS構造材の使用量の合計	単価	材種×単価	単価による金額計①	①+②
構造用製材(機械等級)		60,000			
構造用製材(目視等級)					
2×4 構造用製材					
構造用集成材					
構造用LVL					
保冷処理材					
小計					
直交集成板(CLT)		130,000			
JAS構造材の種類	調達費の予定額				調達費の1/2②
	木材費	木材加工費	運搬費	値引き	
構造用合板					
構造用パネル					
小計					

(2) 上限額 助成対象建築物の床面積の合計が3,000m²以上の建築物に該当 しない 上限額 15,000,000 円
する 上限額 30,000,000 円

(3) 事業申請時に算定する助成金額

(1) 算定表の①+②で算出した額。(ただし上限額を超える場合は上限額とする。)

_____ 円
(千円未満切り捨て)

※「調達費算定表」に収録されております。作業手順としては「事業申請入力データ」の記入が先になります。
 ※赤いセル部分は入力する必要がありますが、その他の部分は調達費算定表に入力されたデータが反映されます。

「調達費算定表」については、P43「I : 事業申請 : 提出書類 : 調達費算定表について」を参照してください。

パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量を記入する。
 上記の材料を使っていない場合にはすべての木材の総量と同じ数値になる。

JAS構造材の種類別に、使用する予定の階ごとに○を付ける。(プルダウンで選択します。)

様式第1号-別紙2

JAS構造材実証支援事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称:

代表者氏名:

様

(建築主の住所・氏名等)

住所:

会社名・氏名:

印

物件の名称:

(建築確認申請書の物件名)

1. 事業申請者がJAS構造材実証支援事業（以下「実証事業」という。）に事業申請する上記物件について、建築物の基礎より上部の躯体部分に関して、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。以下「国の補助金等」という。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

もし、国の補助金等を受けた場合には速やかに事業申請者を通じて一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

なお、以下の地方公共団体その他の公的機関等による補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金等が含まれていないことについて、添付した当該補助金、助成金等の交付の主体の資料等により確認しています。

補助金等名:

補助金等の交付の主体:

※国の補助金等が含まれていないことに関する当該補助金、助成金等の交付の主体の資料を添付すること。

2. 1に反して、国の補助金等を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合は右にチェック ☐

3. 全木連及び林野庁が、実証事業を利用して建築した建築物について、建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに同意します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

4. 全木連及び林野庁が必要に応じて、実証事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

「はい」の場合は右にチェック ☐

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する**補助金の利用の有無を確認**していただくとともに、**実証事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意**いただいた**確認及び同意書**（本様式に建築主が記入し**署名・押印**したもの）を**事業申請者あて**に提出していただき、事業申請者はその**写しを提出**する。（原本は事業申請者が保管しておく。）

地方公共団体単独補助で国の補助金等が含まれていないことを交付の主体の資料から確認した場合、当該資料(写し)を提出してください。

I：事業申請－別紙3（環境負荷低減チェックシート）

実証支援

様式第1号 別紙3

環境負荷低減の取組に関するチェックシート

年 月 日

事業実施主体名

以下の環境負荷低減の取組を実施します。

項目 番号	環境負荷低減に向けた取組	チェック欄	
		実施する	該当なし
(1) 適正な施肥			
①	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐	☐
(2) 適正な防除			
②	※農産物等の調達を行う場合 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐	☐
(3) エネルギーの節減			
③	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	—
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと （照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐	—
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	—
(4) 悪臭及び害虫の発生防止			
⑥	※肥料・飼料等の製造を行う場合 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	☐
(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分			
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	—
⑧	資源の再利用を検討	☐	—
(6) 生物多様性への悪影響の防止			
⑨	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐	☐
⑩	※特定事業場である場合 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等			
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐	—
⑫	関係法令の遵守	☐	—
⑬	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐	—
⑭	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める	☐	☐
⑮	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	—

(注) 上表に記載された取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。※
が記載されている項目では、実施する事業で該当しない場合、該当しない旨にチェックする
ことができます。
なお、すべての項目においてチェックを入れる必要があります。

事業を開始する際に、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、事業申請書に併せて提出してください。

すべての項目においてチェックを入れる必要があります。

※対象は、申請者の事務所内や施工現場を含みます。

様式第1号（共同申請）

共同申請者
連携①
宣言事業者No.
事業者名
代表者職名・氏名 印

共同申請者
連携②
宣言事業者No.
事業者名
代表者職名・氏名 印

共同申請者
連携③
宣言事業者No.
事業者名
代表者職名・氏名 印

共同申請者
連携④
宣言事業者No.
事業者名
代表者職名・氏名 印

3件以上申請する事業者で**安定供給協定または建築物木材利用促進協定の締結による場合**は、JAS構造材の生産者等と本様式により共同申請してください。
（それ以外の場合は必要ありません。）

様式第1号－2

J A S 構造材実証支援事業 実証するテーマの設定及び取組内容

事業実施主体名

建築主

☆建築物木材利用促進協定の締結の有無（建築主が協定を締結している場合も含む）

☐ 有（国との協定） ☐ 有（地方公共団体との協定） ☐ 無

※協定を締結している場合は、協定書の写し又は林野庁ホームページ「建築物木材利用促進協定」の該当部分の写しを添付してください。

1 実証するテーマ

※次の中から実証するテーマを一つ選択してください。

- ☐ 地域における J A S 構造材の調達体制の活用や J A S 構造材の利用を通じた地域課題への対応
- ☐ J A S 構造材の利用による地域材の良さの普及
- ☐ J A S 構造材の利用による設計・施工の合理化

2 建築物の概要 ※物件の名称、用途、階数、使用するJAS構造材の種類等を記載してください。

物件の名称	
用途	
階数	
使用するJAS構造材の種類	
その他（自由記載）	

3 テーマ設定の背景 ※木材の利用状況、地域の課題等を踏まえて記載してください。

4 取組の内容 ※上記3の課題等を解決するため、自らが行う具体的な取組を記載してください。

建築物木材利用促進協定の締結の有無についてチェックしてください。
協定を締結している場合は、協定書の写し又は林野庁ホームページ「建築物木材利用促進協定」の該当部分の写しを添付してください。

(1)～(3)の中から実証するテーマを選択してください。

選択したテーマに則して、自らが行う具体的な取組及び期待する効果を記載してください。
取組の例についてはP27～28を参照願います。

「もりんく」の登録者であることを示す資料

事業者情報のページ 注：利用者情報ではありません。

木材SCM支援システム
MOLINK
もりんく

TOP

地域：

大工・工務店・ハウスメーカー

事業者情報

事業者名	
(よみがな)	
業種	
代表者氏名	
担当者①	
住所	

「宣言事業者（利用事業者）」であって、
申請年度を初年度とする3か年目標を有
することを示す資料

利用事業者情報

宣言事業者一覧

供給事業者を検索する

利用事業者を検索する

事業者No.

利用事業者情報

業種 設計者、施工者

担当

TEL/FAX

E-Mail

対応可能地域

CW法の登録木材関連事
業者森林認証制度CoC認定取
得者

その他PR

宣言

目標

1年目（令和7年度）

2年目（令和8年度）

3年目（令和9年度）

※該当のページを印刷して提出してください。

見積書の例 (表紙と明細を合わせて提出する。)

令和6年6月1日

見 積 書

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおり御見積り申し上げます。

物件名：全木連事務所 新築工事

納期：別途お打ち合わせ

見積有効期限：令和6年7月末

株式会社 全木プレカット

埼玉県●●市●●一●

tel 048-●●●●-●●●●

目視等級については乾燥
処理の表示が必要とな
ります。(SD20等)

金 額 ￥ 3,800,000 (税抜)

樹種を明記する。
SPF、RW、WW
等でも可JAS保存処理製材につい
ては性能区分が必要とな
ります。(K4等)

【記入必須項目】

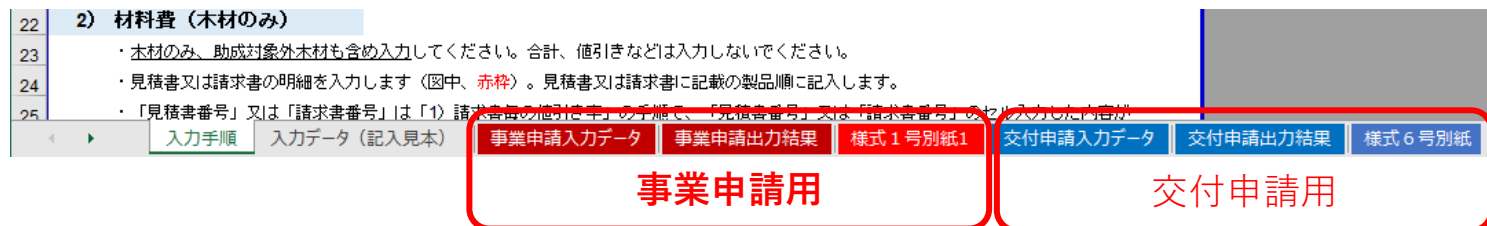
- ☆部位
- ☆樹種
- ☆階数
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積

- ・ JASであること、JASの等級
を明示してください。
- ・ 備考欄に記入でも可。

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS保存処理製材/K4	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
12	大引き	ヒノキ	機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				13	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

・調達費算定表について

- ① 調達費算定表は事業申請用（赤色タブ）と交付申請用（青色タブ）でシートが分かれています。



- ② 「事業申請入力データ」のシートに入力してください。

見積書を用意し、調達費算定表ファイル内の入力手順に従い入力してください。

- ③ 計算は自動で行われるため、計算等をしていただく必要はありません。

※事業申請で作成した調達費算定表ファイルを、交付申請でも使用します。

事業申請結果通知を受領後は、「事業申請用入力データ」の内容は変更しないでください。

- ④ 入力後は、「事業申請データ、事業申請出力結果、様式1号別紙1」のシートをそれぞれ印刷し、申請書とともに提出してください。

※様式1号別紙1については、一部入力していただく箇所があります。

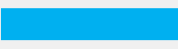
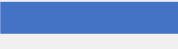
「I：事業申請－別紙1」参照

■凡例マーカー

凡例マーカーは、**図面の種類ごと**に下記のものとしてください。

適用	凡例マーカーの例	部位	作図方法
平面図		柱材等	該当する柱材等を丸で囲う。
		CLT壁等	CLT壁等に着色する。
		構造用合板等	壁の表裏面に描く。
梁伏図 土台伏図 軸組図		梁、土台等	梁や土台等に着色する。
		構造用合板等 CLT床・壁等	面材平面をハッチングで描く。
		構造用合板等	軸組図の場合、壁・水平構面の表裏面に描く。

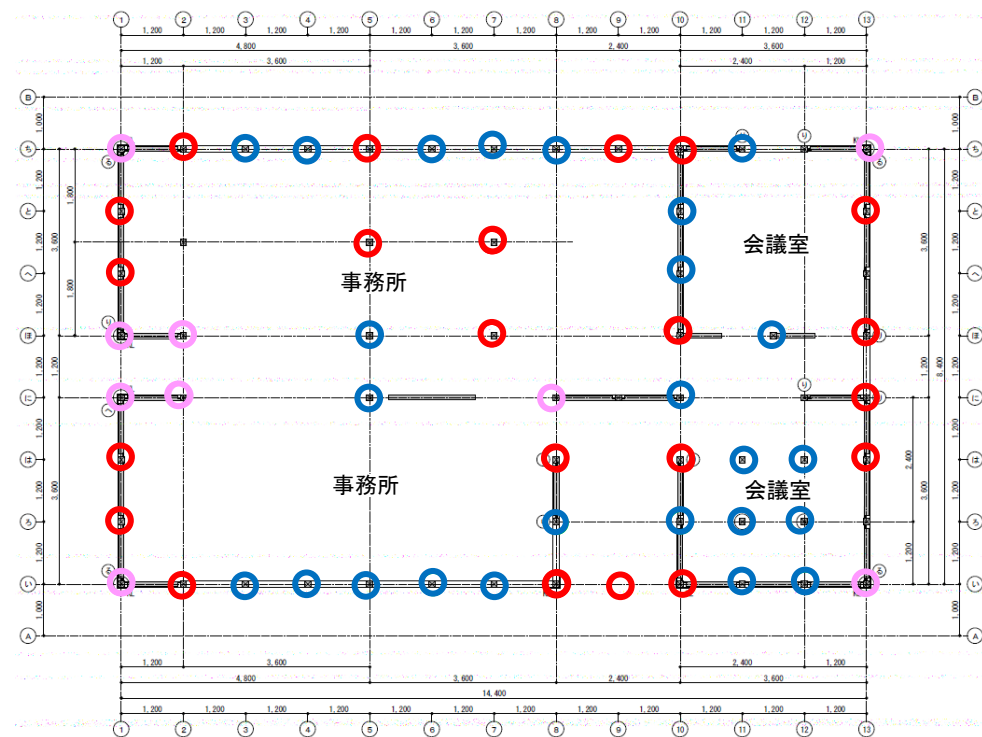
凡例の色分けは、**物件ごと、JASの種類ごと**に統一した色としてください。

色の種類	JAS構造材	色の種類	JAS構造材
 	機械等級製材	 	構造用LVL
 	目視等級製材	 	CLT
 	2×4製材	 	構造用合板
 	構造用集成材	 	構造用パネル

■材料名の表記

- ・材料名はJASの種類が分かるように記載してください。
例) JAS構造材：機械等級製材スギE70
- ・目視等級製材は、乾燥処理の種類を記入してください。

- JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90
- JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ甲種1級 SD20
- JAS構造材：構造用集成材 オウシュウアカマツE120-F330
スギE65-225



--- JAS構造材：構造用パネル

▨ JAS構造材：構造用合板

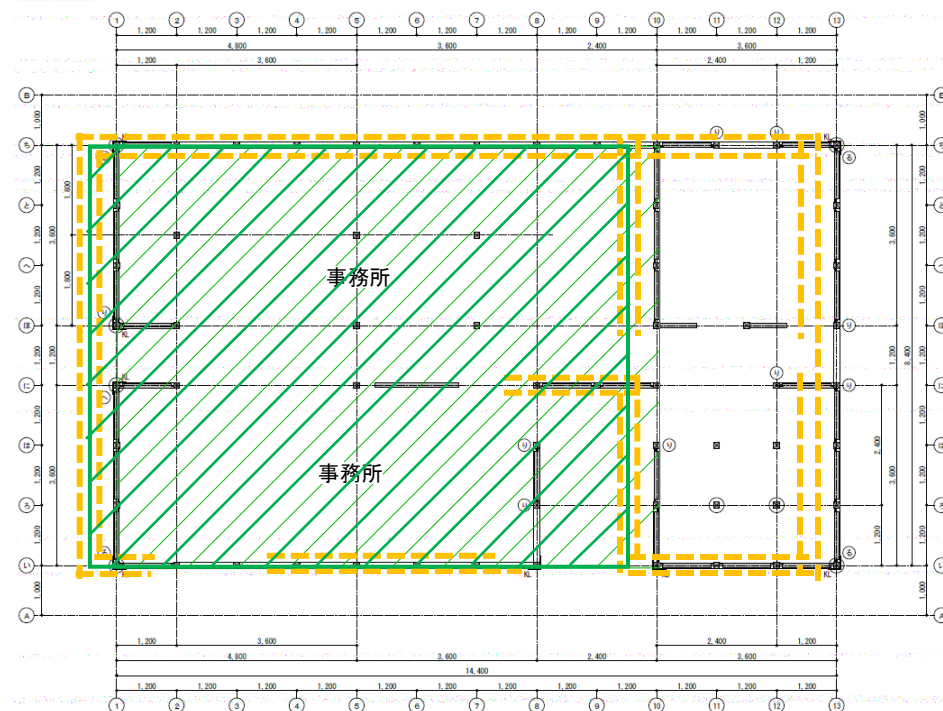


図 軸組構法等の平面図の例

I : 事業申請 : 提出図面 (伏せ図の場合)

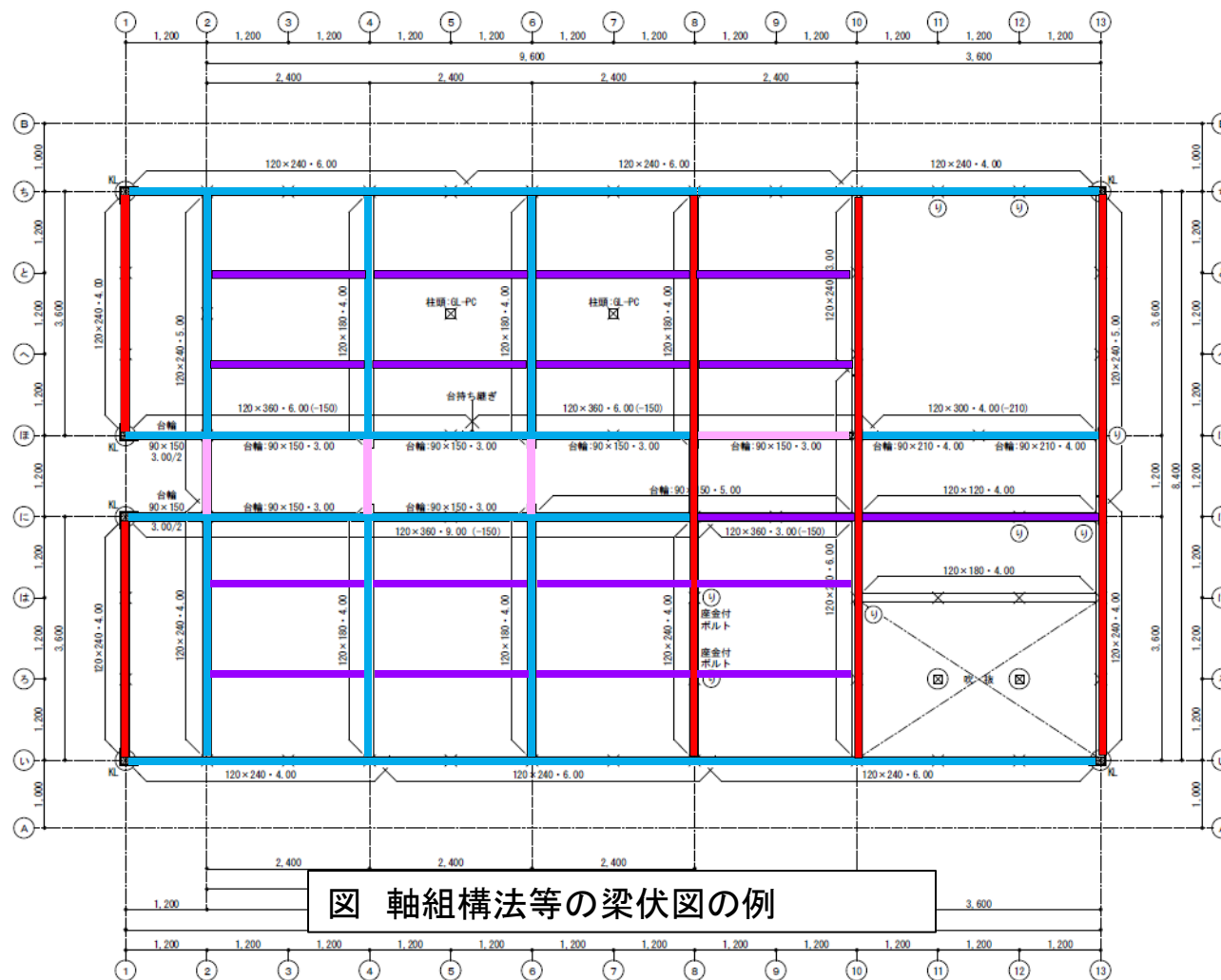
実証支援

■ JAS構造材：機械等級製材 ヒノキE90

■ JAS構造材：スギ集成材E105-F255

■ JAS構造材：目視等級製材 ヒノキ1級 SD20

■ JAS構造材：カラマツ構造用LVL 140E



II：事務局からの通知

実証支援

■ 様式第2号 JAS構造材実証支援事業受付書

様式第2号	年 月 日
J A S 構造材実証支援事業受付書	
会 社 名	
代表者名	
	地域木材団体名
	代表者名
貴社より申請がありました J A S 構造材実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知いたします。	
なお、採択の有無については後日改めて通知いたします。	
受付No.	

事業申請を受け付けたことを
地域木材団体から通知いたします。
事業の採択の可否については、様式
第3号で連絡いたします。

■ 様式第3号 JAS構造材実証支援事業審査結果通知書

様式第3号	年 月 日
J A S 構造材実証支援事業審査結果通知書	
会 社 名	
代表者名	
	一般社団法人全国木材組合連合会
	会 長 菅野 康則
貴社より提出された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。	
なお、J A S 構造材実証事業の実施に当たっては、J A S 構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき実施願います。	
(又は)	
貴社より提出された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。	
記	
受付番号	
実証事業No.	

採択結果の通知は、メールで連絡いたします。

●木材調達時における留意点(合法伐採木材の証明方法)

交付申請時に、合法伐採木材の証明書を提出しなければならないため、調達時に合法性が確認できるものであるかについて確認が必要です。

合法性を確認するためには、**施工者や納入業者が、クリーンウッド法の登録業者等である必要**があります。

※クリーンウッド法に関する情報については「クリーンウッド・ナビ」をご覧ください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

○本事業におけるクリーンウッド法の登録業者等とは・・・

本事業では、以下のいずれかの登録や認定を受けた業者の確認を行いますので発注先にご確認ください。

① クリーンウッド登録木材関連事業者

合法伐採木材等に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」で確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html>

② CoC認証制度の認証事業者

森林認証制度に関する情報は下記より確認できます。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html

③ 森林・林業・木材産業関係団体の認定事業者

関係団体が森林事業者等から調達者等の事業者に至るまでの各事業者に対し、合法性、持続可能性への取り組みを認定したものです。下記の合法木材ナビで確認できます。

https://www.goho-wood.jp/nintei/meibo_info.php

④ 都道府県による森林、木材等の認証制度に係る事業者

都道府県による森林、木材等の認証制度は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/brochure-r7-05.pdf>

⑤ 証明として活用できる情報を認証する団体の認定事業者

認証団体は下記より確認できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/attach/pdf/brochure-r7-06.pdf>

Ⅲ：木材の調達の留意点

○合法性が確認できる条件



※クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

合法性が確認できる場合は以下のとおりです。

① 施工者（申請者）がクリーンウッド法の登録業者等の場合（図1）



図1. 施工者が登録業者



② 登録事業者から施工者（現場）へ直に木材が納品される場合（図2、図3）

ただし、交付申請時に、登録番号等が記載された納品書等が必要となります。

図3のように受発注先の業者が登録事業者でなくとも、納入業者が登録業者であれば問題ありません。

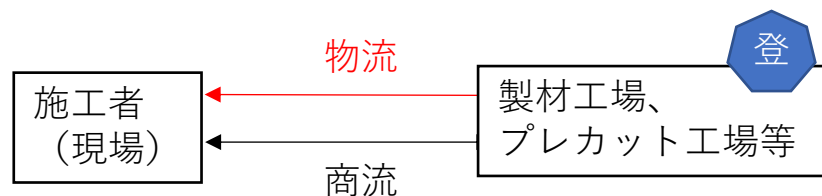


図2. 登録事業者から直に納品される場合その1

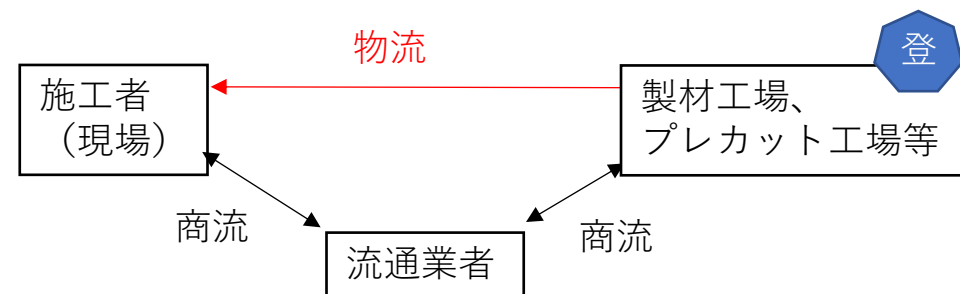


図3. 登録事業者から直に納品される場合その2



× 合法性が確認できない場合

合法性が確認できない場合は、**施工者（申請者）が登録事業者でなく、且つ登録事業者等から直に木材納品されない場合**です。

- ① 図4のとおり製材工場、プレカット工場等が登録事業者であっても、施工者（申請者）や流通業者等が登録業者等ではない場合は、合法性が確認できません。
- ② 図5のとおり流通業者が登録事業者であっても、製材工場、プレカット工場等が登録事業者ではないので、合法性が確認できません。

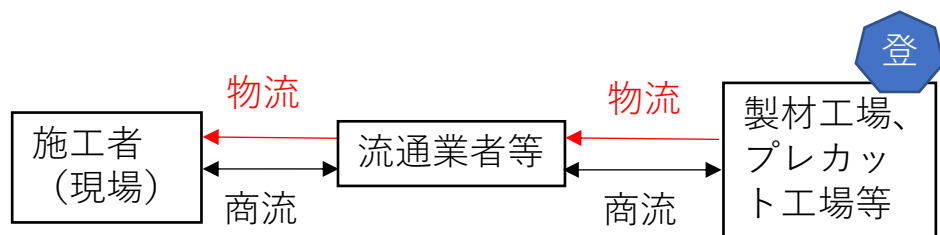


図4. 登録事業者から直に納品されない場合その1
→ ×

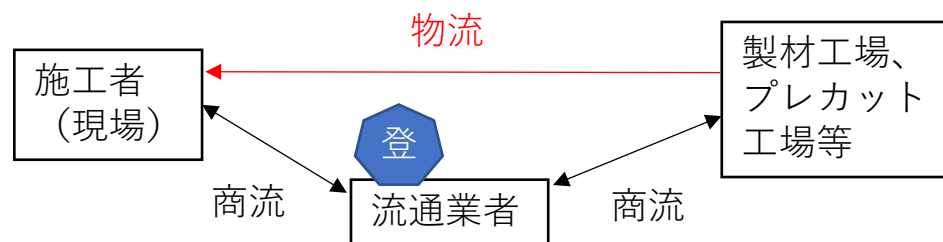


図5. 登録事業者から直に納品されない場合その2
→ ×



※クリーンウッド法の登録木材
関連事業者等

Ⅲ：施工写真の撮影の留意点

実証支援

■写真撮影（※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照してください。）

① 荷受け検収写真

- ・材料を現場に荷受けした際の写真
- ・検収ごと（トラックでの搬入の場合はトラックごと）に撮影

② 施工写真

助成対象木材の写真撮影

- ・JAS構造材の種類ごと、部材種ごと(柱、梁、壁、床等)に撮影する。
- ・対象部材とその配置関係が分かるように引いて撮った写真、JASマークの印字が判別できるようにアップで撮った写真を撮影する。
- ・写真撮影の手引きに従って必要事項を記入した黒板と一緒に撮影する。

※黒板は撮影時に事実どおりの情報が記録され、改ざんできない形式のものに限る（後付け不可）

留意点

写真により確認できない部材は助成できない場合があります。
その場合、JAS製品であることの証明書が必要となります
工事名は、事業申請書の物件の名称としてください。



写真 施工写真の例

③ 内観写真

- ・ 助成階の建て方完了時の写真。
- ・ 階ごとに全体が判るように撮影する。
- ・ JASマークもできるだけ写るようにする。

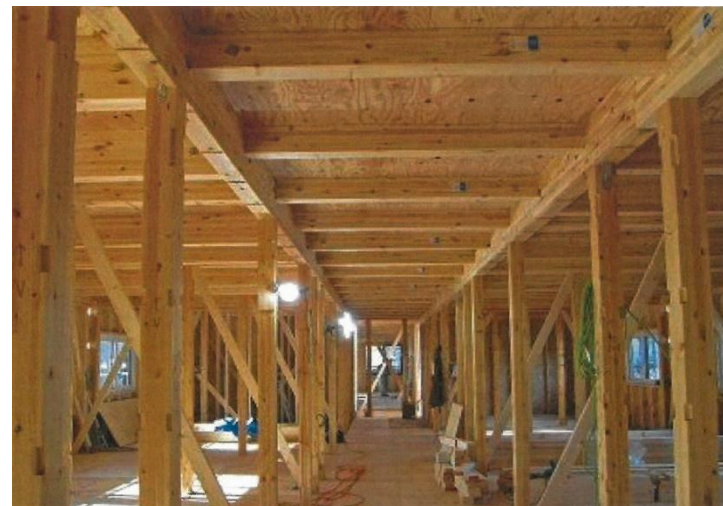


写真 内観写真の例

④ 外観写真

- ・ 建物全体の建て方完了時の写真。
- ・ 異なるアングルで全体を2枚以上撮影する。
- ・ 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影する。



写真 外観写真の例

Ⅲ：施工写真の撮影の留意点

実証支援

■JASマーク撮影の例

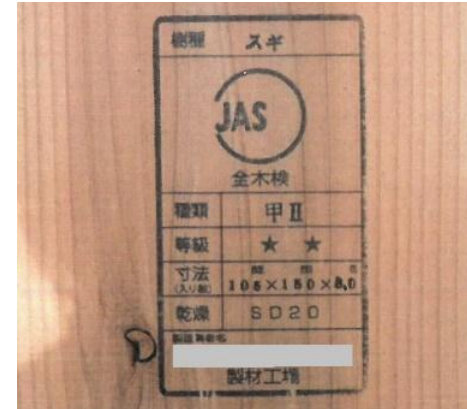
① 機械等級区分構造用製材



③ 構造用集成材



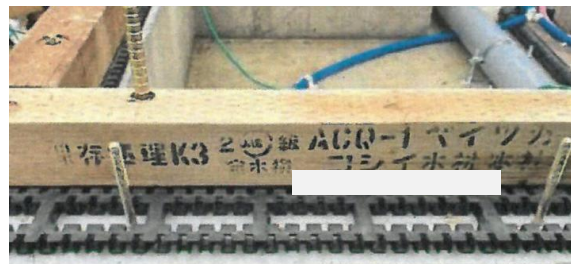
⑤ 目視等級区分構造用製材



② 枠組壁工法構造用製材



④ 保存処理材



⑥ 構造用合板



※等級の表示 (E70 など) があってもJAS製品ではない場合があるのでご注意ください。

※引いて撮った写真も必要です。

※海外機関が認証したJAS以外の認定材も対象外となります。

※JASと同等の性能があってもJAS以外は対象外となります。

様式第6号 別添3

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名

住所

代表者役職名

氏名

当社が供給した下記の木材は、JAS製品であることを証明いたします。

事業番号	
申請者名	

[illegible]

※写真またはJAS製品であることの証明書
によってJAS構造材が使われたことが
確認できない木材は、助成できません。

事務局および地域木材団体は、

一部の実証支援事業において、
現地で建て方完了後のJAS構造材の利用状況を確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、
事務局又は地域木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、
確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

■ 提出先

申請する物件の住所で該当する地域木材団体

受付締切
令和7年11月28日(必着)

■ 提出物

1. 様式第6号 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書
別添 JAS構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料
別紙 助成対象木材の明細及び交付申請書
様式第6号（共同申請） 3件以上の申請の場合（P33における事業申請時の提出物9(2)②、9(2)④の場合）
2. 様式第6号－2 JAS構造材実証支援事業報告書（エクセルデータ及び印刷物）
3. 様式第6号－3 実証テーマにかかる成果シート（エクセルデータ及び印刷物）
4. 助成対象JAS構造材の実調達費がわかる資料（請求書、領収書及びその内訳が記載された明細書）
5. 調達費算定表（エクセルデータ及び印刷物）
JAS構造材の使用量及び調達額がわかる資料
6. 公募開始の日付以降に材料発注がされたことがわかる資料
（発注書、材料指示書及びその明細書等。発注請書では代用不可。）
7. 合法伐採木材であることがわかる資料
 - ・申請者が登録業者の場合は、合法伐採証明書及び登録証等の写し
 - ・申請者が登録業者でない場合には、合法伐採証明書、供給フロー図、供給者の登録証等及び合法伐採木材を証明した納品書等

8. 建築確認済証及び事業申請時に提出した建築確認申請書に変更があった場合、変更後の建築確認申請書の写し
9. 申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な配置図、平面図・立面図・軸組図・梁伏せ図等（変更があった場合は明記すること）
10. 工事記録写真
 - ①材料荷受け時の検収写真（検収毎）
 - ②助成対象木材のJAS構造材の種類ごと、部材種ごとの写真（JAS構造材の種類ごと、部材種ごとに1枚以上）
 - ③建て方終了時に建物の全景写真（2方向から）
 - ④施工状態がわかるように、各階の内観の全体像がわかる写真
について(i)工事名、(ii)撮影日時、(iii)部材種を記載した黒板とともに撮影したもの）
11. JAS製品であることの証明書（詳細はP55）
（10. ②においてJASであることが確認できない場合にのみ提出）
12. 建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を示す書面
※最新版を使用してください（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>）
13. 国産木材活用住宅ラベルの写し（該当建築物のみ）
14. その他事務局が助成金の査定に必要な資料

Ⅳ：助成金交付申請－鑑

実証支援

様式第6号 申請日 令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No. _____
会 社 名 _____
住 所 _____
代表者役職名 _____
氏 名 _____

当社は、下記物件について必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。

1. 物件の概要

事業番号			
1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 建築確認申請の 物件の用途	申請	用途番号：	
		用途：	
	実績	用途番号：	
		用途：	
5. 物件の階数	申請	地上 _____ 階 地下 _____ 階	
	実績	地上 _____ 階 地下 _____ 階	
6. 延べ床面積 (㎡)	申請	建築確認申請延べ床面積 _____ 助成事業対象延べ床面積 _____	
	実績	建築確認申請延べ床面積 _____ 助成事業対象延べ床面積 _____	
8. 助成対象木材の建 て方完了月	申請	令和 年 月 (☐ 上 ☐ 中 ☐ 下) 旬	
	実績	令和 年 月 (☐ 上 ☐ 中 ☐ 下) 旬	
7. 共同申請者の有無	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 ☐ あり		
3. 事業担当者の所属・氏名			
8. 事業担当者の連絡先	〒 _____		
	住所：		
	Tel: _____ Fax: _____		
	E-mail: _____		

*E-mailアドレス必須

2. 付属資料
3. 助成対象木材の明細及び交付申請額 別紙のとおり

提出締め切りは令和7年11月28日

申請する建築物の情報を記入する。

事業担当者は事業申請書への修正
要請等に対して適切に対応できる
者とする。

IV：助成金交付申請－別紙

実証支援

※「調達費算定表」に収録されております。作業手順としては「交付申請入力データ」の記入が先になります。
※赤いセル部分は入力する必要がありますが、その他の部分は調達費算定表に入力されたデータが反映されます。

「調達費算定表」については、
P67「I：助成金交付申請：提出書類－調達費算定表について」を参照してください。

パーティクルボード、繊維板を除いた木材の総量を記入する。
上記の材料を使っていない場合にはすべての木材の総量と同じ数値になる。

JAS構造材の種類別に、使用した階ごとに
○を付ける。（プルダウンで選択します。）

様式第6号-別紙

助成対象木材の明細及び交付申請額

事業番号： _____

事業者名： _____

物件名： _____

1. 木材使用量 単位：m³（小数点以下切り捨て整数止め）

区 分		総 量	うち国産材
物件に使用する全ての木材の総量	申請	m ³	m ³
	実績	m ³	m ³
パーティクルボード・繊維板を除いた木材の総量	申請	m ³	m ³
	実績	m ³	m ³

2. 助成対象となる階ごとのJAS構造材使用量 単位：m³（小数点以下切り捨て）

JAS構造材の種類	助成対象となる階(対象階に「○」を入力)							JAS構造材の使用量の合計	JAS構造材のうち国産材使用量
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	その他の階		
構造用製材（機械等級）									
構造用製材（目視等級）									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保存処理材									
直交集成板（CLT）									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									
構造用製材（機械等級）									
構造用製材（目視等級）									
2×4 構造用製材									
構造用集成材									
構造用LVL									
保存処理材									
直交集成板（CLT）									
構造用合板									
構造用パネル									
JAS構造材使用量計									

Ⅳ：助成金交付申請－別添

別添

J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書付属資料

1. 事業番号	0						
2. 事業者名	0						
3. 物件名	0						
4. JAS構造材の種類及び使用する構造部							
使用したJAS構造材に☐		当該JAS構造材を使用した構造部のすべてに☐					
機械等級区分構造用製材	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
目視等級区分構造用製材	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
枠組壁工法構造用製材	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
構造用集成材	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
構造用単板積層材 (LVL)	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保存処理材	申請	☐					
	実績	☐					
直文集成板 (CLT)	申請	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	実績	☐	☐	☐	☐	☐	☐
構造用合板	申請	☐					
	実績	☐					
構造用パネル	申請	☐					
	実績	☐					

使用するJAS構造材の種類と使用する構造部位を記入する。

IV：助成金交付申請－様式第6号－2（成果シート）

実証支援

様式第6号－3

J A S 構造材実証支援事業 成果シート

事業番号

事業実施主体名

1 実証するテーマ

※事業申請時に選択したテーマをチェックしてください。

- ☐ 地域における J A S 構造材の調達体制の活用や J A S 構造材の利用を通じた地域課題への対応
- ☐ J A S 構造材の利用による地域材の良さの普及
- ☐ J A S 構造材の利用による設計・施工の合理化

2 建築物の概要 ※物件の名称、用途、階数、使用するJAS構造材の種類等を記載してください。

物件の名称	
用途	
階数	
使用するJAS構造材の種類	
その他（自由記載）	

3 実施成果 ※実証した取組の内容を具体的に記載してください。

--

4 今後の展開 ※実施した結果を踏まえた上での今後の展開について記載してください。

--

事業申請時に設定したテーマについて、事業実施期間における取組の成果、今後の展開等を具体的に記載してください。

①登録証等の写し

JAS構造材種類、製品名、材積を算定表と同様に入力してください。

合法伐採木材
材であるこ
とが確認で
きた日付

③該当の木材が合法伐採木材であることが明記された納品書等

事業申請者
名義で作成
してください。

JAS構造材ごとの商流と物流のフロー図
(※事業申請者が登録番号等を有しない場合のみ提出)

添付の別紙
名称を
記載する

P.64

Ⅳ：助成金交付申請－国産木材活用住宅ラベルの写し

実証支援

国産木材活用住宅ラベル



JAPAN
WOOD
LABEL

カーボンニュートラルや花粉症対策に貢献しています。

〇〇産材の家

国産木材活用レベル	スギの使用量
Level 3 ☆☆☆	約〇〇本分

	住宅の炭素貯蔵量 (二酸化炭素換算)	木材全体の 貯蔵量	〇〇 t-CO ₂
	木材の使用により、次の量 の炭素を貯蔵しています。	国産木材 のみの貯蔵量	〇〇 t-CO ₂

備考：

本住宅は第三者機関により適切に管理されていると認められた森林で産出された国産木材を活用しています。
本住宅は第三者機関により適切に管理されていると認めら



水や森林に関する
取組みについてはこちら

木材の炭素貯蔵
についてはこちら

建築物名称：〇〇邸 / 住宅生産者名：〇〇工務店
表示年月日：2024.〇.〇

国産木材活用住宅ラベル協会の
ガイドラインに基づき表示

建築物の確認申請書における用途番号が下記の場合は、左図の国産木材活用住宅ラベルの写しを提出してください。

詳しくはURL (<https://kokusanmokuzaai.jp/index.html>)を参照してください。

- ・ 08010 一戸建ての住宅（4階以上）
- ・ 08020 長屋
- ・ 08030 共同住宅
- ・ 08040 寄宿舎
- ・ 08050 下宿
- ・ 08060 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（4階以上）

様式第6号（共同申請）

共同申請者

連携①

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携②

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携③

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

印

共同申請者

連携④

宣言事業者No.

事業者名

代表者職名・氏名

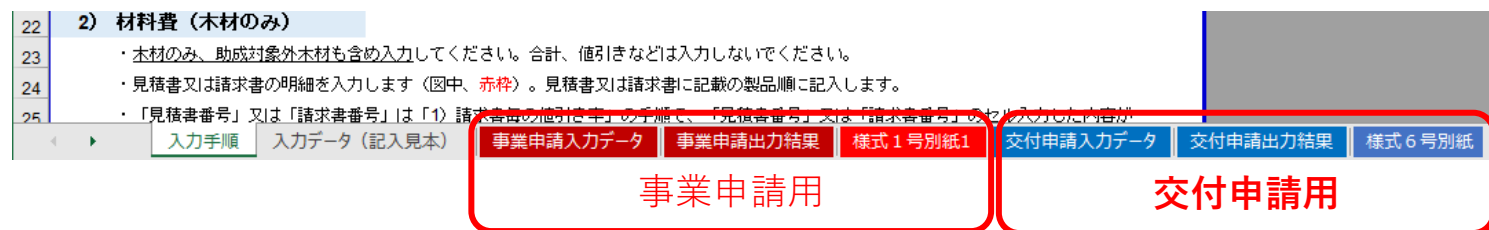
印

3 件以上申請する事業者で**安定供給協定または建築物木材利用促進協定の締結による場合**は、JAS構造材の生産者等と本様式により共同申請してください。
（それ以外の場合は必要ありません。）

IV：助成金交付申請－提出書類

・調達費算定表について

- ① 調達費算定表は事業申請用（赤色タブ）と交付申請用（青色タブ）でシートが分かれています。



- ② 使用した材料の請求書を用意し、事業申請で使用した最終結果後の調達費算定表ファイルにて「交付申請入力データ」のシートに入力してください。

※「事業申請用入力データ」の内容は変更しないでください。

- ③ 計算は自動で行われるため、計算等をしていただく必要はありません。
- ④ 入力後は、「交付申請データ、交付申請出力結果、様式6号-別紙」のシートをそれぞれ印刷し、申請書とともに提出してください。

※様式6号-別紙 については、一部入力していただく箇所があります。

「IV：助成金交付申請－別紙 P60」参照

IV：助成金交付申請－提出書類

実証支援

請求書の例 (表紙と明細を合わせて提出する。)

令和 7年 8月 1日

請 求 書

JAS構造材建設株式会社 御中

下記のとおりご請求申し上げます。

物 件 名：全木連事務所 新築工事

支 払 期 限：翌月末

株式会社 全木プレカット

埼玉県●●市●●●●●●

tel 048-●●●●-●●●●

目視等級については乾燥
処理の表示が必要となり
ます。(SD20等)

金 額 ￥ 3,800,000 (税抜)

樹種を明記する。
SPF、RW、WW
等でも可

JAS保存処理製材について
は性能区分が必要とな
ります。(K4等)

・ JASであること、JASの等級
を明示してください。
・ 備考欄に記入でも可。

【記入必須項目】

- ☆部位
- ☆樹種
- ☆階数
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1 柱	ヒノキ	JAS機械等級製材	／E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2 柱	ヒノキ	JAS機械等級製材	／E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3 柱	ヒノキ	JAS機械等級製材	／E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4 柱	ヒノキ	JAS機械等級製材	／E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5 柱	ヒノキ	JAS目視等級製材	／1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6 土台	ヒノキ	JAS保存処理製材	／k4	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7 梁	スギ	JAS構造用集成材	／E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8 梁	スギ	JAS構造用集成材	／E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9 梁	スギ	JAS構造用集成材	／E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10 梁	スギ	JAS構造用集成材	／E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11 大引き	ヒノキ	製材／無等級		105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88 鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板	／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89 鉛直構面	ラージ	JAS構造用合板	／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90 プレカット基本料					1式	※※※	※※※	※※※	
91 構造材プレカット費					12	※※※	※※※	※※※	
92 羽柄材プレカット費					15	※※※	※※※	※※※	
93 送料					1式	※※※	※※※	※※※	
94 値引き						※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

IV：助成金交付申請－提出書類

実証支援

材料の発注書または注文書の例

(表紙と明細を合わせて提出する。)

発注日 令和 7年 6月 1日

発 注 書

株式会社全木プレカット 御中

下記のとおり発注いたします。

物 件 名：全木連事務所 新築工事

納 期：令和 7年 7月 15日

支 払 条 件：従来通り

目視等級については乾燥
処理の表示が必要となり
ます。(SD20等)

JAS構造材建設株式会社
東京都〇〇市〇〇町
TEL:03-0000-0000

金 額 ￥ 3,800,000 (税抜)

樹種を明記する。
SPF、RW、WW
等でも可

JAS保存処理製材について
は性能区分が必要とな
ります。(K4等)

・ JASであること、JASの等級
を明示してください。
・ 備考欄に記入でも可。

【記入必須項目】

- ☆部位
- ☆樹種
- ☆階数
- ☆JASの区分
- ☆JASの等級
- ☆寸法
- ☆数量
- ☆金額
- ☆材積

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
柱		ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
柱		ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
柱		ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2950	19	※	※	※	
柱		ヒノキ	JAS機械等級製材／E90	105 × 105 × 2400	2	※	※	※	
5 柱		ヒノキ	JAS目視等級製材／1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※	※	※	
6 土台		ヒノキ	JAS保存処理製材／k4	105 × 105 × 3050	50	※	※	※	
7 梁		スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8 梁		スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9 梁		スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10 梁		スギ	JAS構造用集成材／E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11 大引き		ヒノキ	製材／無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88 鉛直構面		ラージ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89 鉛直構面		ラージ	JAS構造用合板／特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90 プレカット基本料					1式	※※※	※※※	※※※	
91 構造材プレカット費					12	※※※	※※※	※※※	
92 羽柄材プレカット費					15	※※※	※※※	※※※	
93 送料					1式	※※※	※※※	※※※	
94 値引き						※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

様式第7号

令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

貴社より申請がありましたJAS構造材実証支援事業助成金交付申請書について、
下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
尚、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に「様式第9号助成金交付請求書」
を送信してください。

実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

様式第9号

令和 年 月 日

JAS構造材実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

JAS構造材実証支援事業の助成金公募要領に基づき、下記実証事業の助成金を請求します。

実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	

事務局での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成金額をメール
でお知らせします。

交付決定通知書に記載された金額を記入して、
（一社）全国木材組合連合会
にPDF形式でメール送信してください。
mail：info@jas-kouzouzai.jp

- ・ 交付申請書等の審査の結果、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、その旨を記載した不採択通知書を実証事業者に通知します。
- ・ 不採択の通知があった者について、次年度の実証事業にかかる申請に当たっては、その採否に影響することがあります。
- ・ 交付すべき助成金の金額については、令和7年6月20日（金）17時を過ぎて、実証支援事業に申請する物件が所在する都道府県に係る地域木材団体が実証事業者から受け付けた申請に限り、応募状況に応じて、減額して確定する場合があります。

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な**書類**は公募要領やチェックリストで確認し、**すべて揃えて提出**いただくようお願いいたします。
また、資料の内容に不備、漏れのないようにしてください。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、**ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等はしない**でください。
- 提出する**図面は、A3サイズ**により提出してください。

必ず、公募要領をお読みください。
また、申請書・資料作成では、この説明資料を参考にしてください。

詳細はウェブサイトにて

<https://www.jas-kouzouzai.jp/>

JAS構造材

検索



最新情報をメールニュースにて受信できます。
(QRコードから空メールを送信にて登録)



JAS構造材実証支援事業 事務局

TEL : 03-6550-8540

FAX : 03-6550-8541

平日 10 : 00 ~ 17 : 30



TOSHIMOKUZAI



木材で街づくり @toshimokuzai